

最新情報かわら版

今年の猛暑の日々も落ち着き、朝晩は涼しくなりました。皆さま季節の変わり目ですので体調には十分お気を付けください。今回は、企業版ふるさと納税について勝元が担当いたします。

「企業版ふるさと納税」

企業版ふるさと納税の正式名称は「地方創生応援税制」と言います。
2016年度に税制改正において創設された企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

○令和2年度税制改正ポイント

適用期限の延長

税額控除の特例措置の適用期限が5年間（令和6年度まで）延長されます。

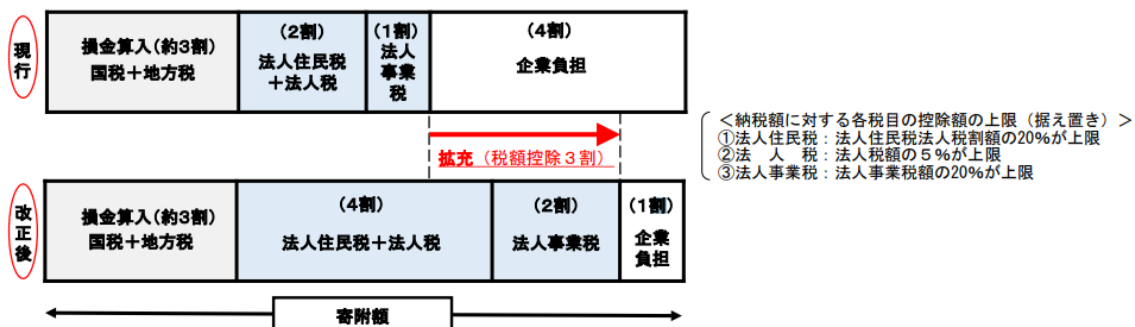
税額控除割合の引上げ

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減され**、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなります。

<税目ごとの特例措置>

	現 行(3割)	改正後(6割) <税額控除割合を2倍に>
法人住民税	寄附額の 2割	寄附額の 4割
法人税	法人住民税で 2割 に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度	法人住民税で 4割 に達しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割を限度
法人事業税	寄附額の 1割	寄附額の 2割

※ 税額控除割合の引上げは、令和2年4月1日以後に開始する法人(寄附企業)の事業年度から適用される。



○制度活用にあたっての留意事項

- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 寄附を行うことの見返りとして経済的な利益を受け取ることは禁止です。
- ・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、対象とはなりません。

※詳しくは、内閣府地方創生推進事務局をご覧ください。

出典：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350